

16 麻薬等

(1) 業態数(令和6年12月末現在)

麻薬診療施設	:	373
麻薬取扱者(施用者、管理者、研究者)	:	2,333
麻薬卸売業者	:	6
麻薬小売業者	:	343
向精神薬取扱施設	:	1,502
覚醒剤施用機関	:	1
覚醒剤原料取扱施設	:	1,470
大麻栽培者	:	0
大麻研究者	:	5
けし栽培者	:	1

(2) 麻薬等の業務所への立入検査状況(令和6年結果)

- ・麻薬取扱施設 160箇所(診療施設 80箇所、卸売業者 2箇所、小売業者 78箇所)に立入検査を実施したところ、19箇所20件の違反が発見された。違反内容は、帳簿12件、管理・保管4件、施用処方箋の交付2件、廃棄1件、その他1件であり、始末書の徴取及び口頭により改善指導した。
- ・向精神薬取扱施設 143箇所(診療施設 75箇所、卸売販売業者 1箇所、薬局 67箇所)に立入検査を実施したところ、2箇所2件の違反が発見された。違反内容は、保管・管理1件、記録1件であり、口頭により改善指導した。
- ・覚醒剤原料取扱施設 78箇所(診療施設 33箇所、取扱者 1箇所、薬局 44箇所)に立入検査を実施したところ、3箇所3件の違反が発見された。違反内容は、帳簿1件、管理・保管1件、廃棄1件であり、口頭により改善指導した。

(3) 事犯

- ・不正麻薬事犯
昭和38年以降、発生なし。
- ・医療麻薬事犯
平成24年3月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(向精神薬不正譲渡等)
平成25年11月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(麻薬不正譲渡等)
平成26年5月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(麻薬不正譲渡等)
平成27年11月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(向精神薬不正譲渡等)
平成28年8月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(麻薬不正所持)
令和2年11月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(向精神薬不正譲受等)
令和6年3月、麻薬及び向精神薬取締法違反事件(麻薬不正所持)
- ・けし不正栽培

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	21	20	25	21	27	20	40	33	48
栽培本数	893	4,761	2,560	5,625	7,705	4,140	8,611	7,563	11,732

全て、植えてはいけない「けし」との認識がないものであったことから、薬務衛生課及び保健所により説諭のうえ抜去し、焼却処分とした。

・大麻不正栽培

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0
栽培本数	30	0	0	0	0	0	0	0	0

H27：1件 23本（自生：抜去、焼却）

H28：1件 30本（栽培：事件送致）

(4) 麻薬中毒者の現状

- ・麻薬中毒者とは、麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒者をいい、令和6年度には該当者は発見されなかった。
- ・令和6年度も、過去に医師が麻薬中毒であると診断した2名について、観察指導を行った。

○麻薬中毒観察指導対象者（令和6年度末）

総数	観察指導の対象としている者											
	所在の明らかな者				所在不明の者				計			
	1類	2類	3類	小計	1類	2類	3類	小計	1類	2類	3類	小計
2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2

(注) 1類：中毒治療のため入院したことがある者

2類：医師が麻薬中毒又はその疑いがあると診断した者

3類：麻薬取締員等、当該職員により中毒の疑いがあるとして通報のあった者

(5)薬物乱用防止対策

ア 県内の薬物乱用状況

・覚醒剤

全国的にも覚醒剤事犯の検挙人員は減少傾向にあるものの、戦後の第三次乱用期が続いている。また、乱用者層の低年齢化が進むなど、青少年を中心とした覚醒剤事犯の増加が問題となっている。

○覚醒剤検挙者数及び押収量

年		R1	R2	R3	R4	R5	R6
検挙者数 (人)	高知	51	36	32	20	28	12
	全国	8,584	8,471	7,824	6,124	5,914	6,124
押収量	高知(g)	23.7	75.1	30.8	6.8	11.6	5.8
	全国(kg)	2,293	437.2	688.8	289	1342.9	1409.0

・大麻

全国的に大麻事犯の検挙者数や押収量が激増し、若年層の大麻汚染が問題となっている。

本県においても押収量は前年より増加しており、依然として予断を許さない状況にある。(令和6年)

○大麻事犯検挙者数及び押収量(※乾燥大麻)

年		R1	R2	R3	R4	R5	R6
検挙者数 (人)	高知	21	24	33	26	26	23
	全国	4,321	5,034	5,482	5,342	6,482	6,078
押収量	高知(g)	122.8	1596.4	423.2	224	594.4	884.6
	全国(kg)	350.2	265.1	329.7	289.6	784.5	318.0

○薬物(覚醒剤・大麻・向精神薬等を含む)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	101	93	82	93	72	89	60
人員	74	74	70	67	53	59	40
内一般人	62(84%)	66(89%)	65(93%)	62(93%)	50(94%)	56(95%)	40(100%)
	内暴力団	12	8	5	5	3	0
押収量	6.8g	23.7g	75.1g	30.8g	6.8g	11.6g	5.8

※押収量は、覚醒剤のみ記載

・シンナー

令和6年中に県警が検挙補導した有機溶剤乱用少年は、平成17～令和6年と続いて、0名であった。高知市及び県下5福祉保健所ごと(高知市の事務局は、薬務衛生課)に設立されている薬物乱用防止推進員を中心とした各地区薬物乱用防止推進協議会の活動もあり、乱用少年は激減している。

19年連続の0人であるが、今後増加に転じないよう普及・啓発が必要。

○有機溶剤乱用少年(覚醒剤乱用予備軍)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	0	0	0	0	0	0	0

イ 啓発等について

・乱用に悩む家族等からの相談

精神保健福祉センター及び福祉保健所において、薬物に関する相談を受けるとともに、当課にも相談専用電話(Tel:088-823-9797)を設置し、乱用者及び乱用に悩む家族に適切な措置を講じ、保健医療、福祉の関係機関や自助グループと連携し、乱用者及び家族へのケアができる体制づくりを推進した。

○薬物乱用相談件数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	25	84	100	89	129	99	52

・薬物乱用防止教室の開催

新型コロナウイルス感染拡大の影響により回数は激減しているものの、薬物の知識や乱用の恐ろしさを若者に啓発するため、県下22校の中学・高校において薬物乱用防止教室を開催した。(令和6年度実績)

○中学生及び高校生への薬物乱用防止教室開催状況(12年度から開始)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
開催校	45	45	25	16	14	23	22
学校数	175	175	174	173	170	168	156
%	25.7	25.7	14.4	9.2	8.2	14.9	14.1

※その他(R6年度 小学校教室:22校)

・指導者養成講座の開催

例年、薬物乱用防止教室等において乱用薬物の知識や乱用の恐ろしさを啓発するための指導者(学校教員、福祉保健所職員、警察職員、学校薬剤師、薬物乱用防止推進員等)に対する講習会を県警、教育委員会、精神保健福祉センターと連携し開催しているが、令和6年度は、令和2年度から引き続き、中止となった。

○指導者養成講座

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
回数	1	1	1	0	0	0	0	0
参加者	170	145	103	0	0	0	0	0

・薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施

県内の中学生徒から募集を行った。(応募期間：R6年7月～10月)

年度	標語		ポスター	
	参加校	作品数	参加校	作品数
R3	7	162	14	149
R4	5	213	12	215
R5	7	256	13	224
R6	5	154	9	199

ウ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動の実施

ヤングボランティアと協力しパレードを行う等の街頭キャンペーン及び、ポスターの掲示や募金箱の設置による啓発活動を実施した。

・令和6年度高知県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間

令和6年6月20日～同年7月19日

・令和6年度高知県「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動実施期間

令和6年6月20日～令和7年3月31日

エ 高知県薬物乱用防止推進員の活動

県下には299名(令和7年3月末現在)の薬物乱用防止推進員が高知県薬物乱用対策本部長(本部長 知事 濱田省司)から委嘱されている。これらの方の主な出身団体は、保護司、民生委員、学校薬剤師、ライオンズクラブ、PTA役員等であり、県内5福祉保健所ごとと高知市(事務局は薬務衛生課)に6地区協議会が設立されている。

県下の6地区協議会は、平成5年から順次(当時の10保健所ごとに)組織され、平成7年には連合協議会が組織された。当時は、年間200～300人が「覚醒剤予備軍」と言われるシンナー等有機溶剤の乱用で検挙される状況が続いていたが、平成17年度以降、県内のシンナー等の乱用による少年の検挙・補導者は0名となっている。

一方で平成24年に問題となった危険ドラッグは、平成27年以降、取締りが強化されたことから事犯数が減少したものの大麻への回帰の動きが見られ、大麻事犯が激増しており、特に若年層における大麻事犯が問題視されている。

加えて、近年では「合法大麻」等の未規制薬物の使用による健康被害の発生等もあり、大麻に関する乱用は極めて深刻な状況となっている。

このため、各地域のイベントなどで啓発資材を配布する等、大麻等の薬物乱用弊害や恐ろしさについて呼びかけを行い、地域に根ざした協議会活動を継続することが重要であり、このことにより薬物乱用の根絶に繋がると考えられる。

平成30年度からは薬物乱用防止推進員に委嘱する学校薬剤師を増員しており、薬物乱用防止教室実施体制の強化を図った。

また、6地区協議会の会長、副会長で構成されている高知県薬物乱用防止推進連合協議会では、県下統一した啓発活動の企画や予算の配分等を行っている。